

令和 5 年 10 月 12 日

組合員各位

ハイウェイサービス四国協同組合
香川県高松市藤塚町 2 丁目 11-20

三井住友 ETC カードのインボイス対応について変更のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配をいただき心から感謝申し上げます。

さて、2023 年 10 月 1 日より適格請求書等保存方式制度（インボイス制度）が開始され、税務署に申請し登録を受けた「適格請求書発行事業者」が発行する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除を行うための要件となります。弊組合では ETC クレジットカードに係るインボイス制度に対応すべく、2023 年 10 月ご利用分ご請求書より、請求書の書式変更と、組合員様自身で「利用証明書をダウンロード」いただくようご案内をさせていただきました。しかしながら、2023 年 9 月 15 日付で、国税庁並びに NEXCO 西日本より事業協同組合が ETC クレジットカードを組合員に交付し、高速道路利用代金の精算等を行っている場合のインボイス対応については、下記の通り取り扱って差し支えない旨、公表されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・組合が、クレジットカード会社から交付される「クレジットカード利用明細書」と、高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存
- ・組合は、これらに基づき請求書を組合員を交付し、組合員はその請求書を保存（国税庁作成資料より抜粋）

→★組合員は、組合から交付を受けた請求書の保存をもって、仕入税額控除が可能

※詳しくは以下 URL にてご確認ください。

<ETC クレジットカードを利用した高速道路利用に係るインボイス対応について>

西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）HP

<https://corp.w-nexco.co.jp/newly/r5/0915/>

※国税庁インボイスコールセンター0120-205-553

以上